

平成 18 年 5 月 24 日

各 位

名古屋市中区栄三丁目 7 番 20 号
株 式 会 社 ア ト ム
代 表 取 締 役 社 長 植 田 剛 史
(コード番号 7412 名証・東証二部)
問合せ先 取締役管理本部長 野原滋公
(: 0 5 2 - 2 4 9 - 5 2 2 5)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 24 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 16 日の当社第 35 回定時株主総会にて「定款一部変更の件」が可決されることを条件として、定款の一部を下記のとおり変更することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 定款変更の理由（概要）

- (1) 業務の一層の効率化のため、現行定款第 3 条（本店の所在地）を現在の名古屋本社に変更するものです。

なお、付則第 1 条に規定のとおり、本変更は平成 18 年 7 月 7 日より効力を発生します。

- (2) 公告閲覧の利便性向上および公告費用の節減を図るため、現行定款第 4 条（公告の方法）を変更し、インターネットを利用した電子公告を当社の公告方法として採用するものです。併せて、やむを得ない事由によって電子公告による方法ができない場合の措置を定めるものです。

- (3) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものです。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものです。

旧商法の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものです。

会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項についても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を併せて行うものです。

- (4) 今後の機動的な資金調達のため、変更定款案第 6 条（発行可能株式総数）において、発行可能株式総数を 12,000 万株に変更するものです。

- (5) 変化の激しい経営環境下において、事業年度における取締役の経営責任を、より一層明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、さらには経営環境の変化に即応できる最適な経営体制を機動的に確立するため、変更定款案第 21 条（取締役の任期）第 1 項に定める取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮するものです。

また、取締役任期短縮と併せ、会社法第 459 条の規定に従い、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、変更定款案第 42 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものです。

- (6) 会社法施行規則第 94 条・第 133 条、会社法計算規則第 161 条・第 162 条の規定に従い、株主総会運営の合理化および開示情報の充実を目的に、変更定款案第 17 条（参考書類等のインターネット開示）を新設するものです。

- (7) 取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について書面等による承認を行うことができるよう変更定款案第 27 条（取締役会の決議の省略）を新設するものです。

- (8) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定を、変更定款案第 40 条（損害賠償責任の一部免除）第 1 項において新設するものです。また、併せて同条第 2 項において、社外取締役、社外監査役および会計監査人の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものです。

なお、第 40 条の新設については、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。

- (9) 上記各変更に伴い、条数の変更を行うものです。

2. 変更内容

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号) 第 1 条 (省略)	(商 号) 第 1 条 (現行どおり)
(目 的) 第 2 条 (省略)	(目 的) 第 2 条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を <u>福井市</u> に置く	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を <u>名古屋</u> 市に置く
(新設)	(機関の設置) 第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> 但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、 <u>41,000,000株</u> とし、このうち <u>32,000,000株</u> は普通株式、 <u>9,000,000株</u> は優先株式とする。 <u>ただし、普通株式もしくは優先株式につき消却があった場合または優先株式につき普通株式への転換があった場合は、これに相当する株式の数を減ずる。</u>	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>120,000,000 株</u> とし、このうち <u>111,000,000株</u> は普通株式、 <u>9,000,000株</u> は優先株式とする。
(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規程により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(自己株式の取得) 第 7 条 当社は、 <u>取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の <u>1単元の株式の数は、普通株式および優先株式について、それぞれ100株とする。</u> <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社の単元株式数は、普通株式および優先株式について、それぞれ100株とする。 (を削除)
(新設)	(株券の発行) 第 9 条 当社は、株式にかかる株券を発行する。 — 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株式を発行しない。ただし、 <u>株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。</u>
(新設)	(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
(名義書換代理人) 第 8 条 当社は、 <u>株式につき名簿書換代理人を置く。</u> ・ 当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会において選出する。	(株主名簿管理人) 第11条 当社は、 <u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会において選出する。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備置き、<u>株式の名義書換、株券喪失登録および単元未満株式の買取その他株式に関する一切の事務は、名義書換代理人</u>に取り扱わせ、当会社は<u>行わない</u>。	当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない</u>。
（株式取扱規則） 第9条 当会社が発行する株券の種類、<u>株式の名義書換ならびに株券喪失登録その他株式に関する取扱およびその手数料等は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	（株式取扱規則） 第12条 当会社が発行する株券の種類、<u>株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取りの取扱、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>
（基準日） 第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、<u>予め公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</u>	（削除）
第2章の2 優 先 株 式	第2章の2 優 先 株 式
（優先配当金） 第10条の2 当会社は、第30条に定める利益配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下、優先株主という。）または優先株式の登録質権者（以下、優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という。）または普通株式の登録質権者（以下、普通登録質権者という。）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）（以下、優先配当金という。）を支払う。 優先配当金 = 200円 × 2 % 会社は、第31条に定める金銭の分配を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額（以下、優先中間配当金という。）を支払う。優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項の優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。	（優先配当金） 第12条の2 当会社は、第43条に定める剰余金の配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下、優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通登録質権者という。）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）（以下、優先配当金という。）を支払う。 優先配当金 = 200円 × 2 % 会社は、第43条に定める金銭の分配を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額（以下、優先中間配当金という。）を支払う。優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項の優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(累積条項) 第10条の3 ある営業年度において、優先株主または優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額(以下、累積未払優先配当金という。)については、優先配当金または普通株主若しくは普通登録質権者に対する利益配当金に先立って、これを優先株主または優先登録質権者に支払う。	(累積条項) 第12条の3 ある事業年度において、優先株主または優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当金の額が優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下、累積未払優先配当金という。)については、優先配当金または普通株主若しくは普通登録質権者に対する剰余金の配当金に先立って、これを優先株主または優先登録質権者に支払う。
(非参加条項) 第10条の4 (省略)	(非参加条項) 第12条の4 (現行どおり)
(残余財産の分配) 第10条の5 (省略) (省略)	(残余財産の分配) 第12条の5 (現行どおり) (現行どおり)
(議決権) 第10条の6 (省略)	(議決権) 第12条の6 (現行どおり)
(買受け等) 第10条の7 (省略) 優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、商法第210条第7項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同条第6項の招集通知の記載を要しない。	(買受け等) 第12条の7 (現行どおり) 優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、<u>旧</u>商法第210条第7項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同条第6項の招集通知の記載を要しない。
(株式の併合または分割) 第10条の8 (省略)	(株式の併合または分割) 第12条の8 (現行どおり)
(株主による消却又は買受けの請求) 第10条の9 優先株主は、平成17年11月1日以降いつでも、優先株式1株につき200円に買取りの効力発生日現在における累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金相当額を加えた額を買取価額として、商法の規定に従い優先株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。 日割未払優先配当金相当額は、買取りがなされる営業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、買取りを行う日の属する営業年度の初日から買取りの効力発生日(いずれも同日を含む。)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)とする。 買取請求は、買取りの効力発生日が属する営業年度の直前営業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前営業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び買取りの効力発生日が属する営業年度において既に買取りが実行又は決定された価額の合計額を控除した金額(以下、限度額という。)を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。	(株主による消却又は買受けの請求) 第12条の9 優先株主は、平成17年11月1日以降いつでも、優先株式1株につき200円に買取りの効力発生日現在における累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金相当額を加えた額を買取価額として、<u>旧</u>商法の規定に従い優先株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。 日割未払優先配当金相当額は、買取りがなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、買取りを行う日の属する事業年度の初日から買取りの効力発生日(いずれも同日を含む。)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)とする。 買取請求は、買取りの効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能剰余金の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能剰余金から配当し又は支払うことを決定した金額及び買取りの効力発生日が属する事業年度において既に買取りが実行又は決定された価額の合計額を控除した金額(以下、限度額という。)を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(転換予約権) 第10条の10 (省略)	(転換予約権) 第12条の10 (現行どおり)
(優先配当金の除斥期間) 第10条の11 第32条の規定は、優先配当金および優先中間配当金についてこれを準用する。	(優先配当金の除斥期間) 第12条の11 第47条の規定は、優先配当金および優先中間配当金についてこれを準用する。
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
< 新設 >	(基準日) 第13条 <u>当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u>
(招集の時期) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に、臨時株主総会は、必要に応じて随時、取締役会の決議に基づいて招集する。 前項の株主総会は本店の所在地またはその隣接地のほか、名古屋市において招集する。	(招集の時期) 第14条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。 (<u>削除</u>)
(招集者および議長) 第12条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。	(招集権者および議長) 第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議によって、</u> 取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
(決議の方法) 第13条 当社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 商法第343条の規程によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	(決議の方法) 第16条 当社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した <u>議決権を行使することができる株主</u> の議決権の過半数をもって行う。 <u>会社法第309条第2項の規程によるべき決議は、議決権を行使することができる株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる <u>多数</u> をもって行う。
(新設)	(参考書類等のインターネット開示) 第17条 <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u>
(議決権の代理行使) 第14条 当社の株主は、議決権を有する当社の他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第18条 当社の株主は、議決権を有する当社の他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。
(種類株主総会) 第14条の2 第11条第2項、第12条及び第14条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。	(種類株主総会) 第18条の2 第15条及び第18条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(取締役の員数) 第15条 当社の取締役は <u>17</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。
(取締役の選任) 第16条 当社の取締役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数による。</u> 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。	(取締役の選任) 第20条 当社の取締役の選任は、 <u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。
(取締役の任期) 第17条 当社の取締役の任期は、 <u>就任後2年内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員により <u>就任した</u> 取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。	(取締役の任期) 第21条 当社の取締役の任期は、選任後 <u>1年以内に終了する事業年度のうち、最終のもの</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員により <u>選任された</u> 取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。
(代表取締役および役付取締役) 第18条 当社の代表取締役は、 <u>取締役会の決議により選任する。</u> 当社は、取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を <u>置くことができる。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社の取締役会は、 <u>取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u> 当社は、取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を <u>選定する</u> ことができる。
(取締役の報酬および退職慰労金) 第19条 当社の取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。	(取締役の報酬等) 第23条 当社の取締役の報酬、 <u>賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>
(取締役会の招集および議長) 第20条 当社の取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。 <u>当社の取締役会の招集通知は、取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u>	(取締役会の招集権者および議長) 第24条 当社の取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故 <u>がある</u> 場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、 <u>他の取締役がこれにあたる。</u> <u>(事条へ移設)</u>
(新設)	(取締役会の招集通知) 第25条 <u>当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	(取締役会の決議の方法) 第26条 <u>当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	(取締役会の決議の省略) 第27条 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べない時は、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u>
(取締役会規則) 第21条 当社の取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。	(取締役会規則) 第28条 当社の取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
(監査役の数) 第22条 当社の監査役は4名以内とする。	(監査役の数) 第29条 当社の監査役は5名以内とする。
(監査役の選任) 第23条 当社の監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数による。	(監査役の選任) 第30条 当社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(監査役の任期) 第24条 当社の監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠により就任した監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。	(監査役の任期) 第31条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。
(常勤監査役) 第25条 当社は、監査役の互選により、常勤監査役を置く。	(常勤監査役) 第32条 当社の監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選任する。
(監査役報酬および退職慰労金) 第26条 当社の監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。	(監査役報酬等) 第33条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(監査役会の招集) 第27条 当社の監査役会の招集通知は、監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。	(監査役会の招集通知) 第34条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
(新設)	(監査役会の決議の方法) 第35条 <u>当社の監査役会の決議は、」法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(監査役会規則) 第28条 当社の監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。	(監査役会規則) 第36条 当社の監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。
(新設)	第 6 章 会計監査人
(新設)	(会計監査人の選任) 第37条 <u>当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	(会計監査人の任期) <u>第38条</u> 当会社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 — 当会社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(新設)	(会計監査人の報酬等) <u>第39条</u> 当会社の会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
(新設)	<u>第7章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</u>
(新設)	(損害賠償責任の一部免除) <u>第40条</u> 当社は、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 — 当社は、社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、社外取締役については500万円以上、社外監査役に関しては500万円以上、会計監査人については3000万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。
<u>第6章 計 算</u>	<u>第8章 計 算</u>
(営業年度及び決算期) <u>第29条</u> 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日を決算期とする。	(事業年度及び決算期) <u>第41条</u> 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) <u>第42条</u> 当社は、取締役会の決議により、法令の定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。 — 当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によっては行わない。
(利益配当金) <u>第30条</u> 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し支払う。	(剰余金の配当の基準日) <u>第43条</u> 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。
(中間配当金) <u>第31条</u> 当社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(配当金の除斥期間) 第32条 当会社の利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払いの義務を免れる。 前項の未払配当金には、利息をつけない。	(配当金の除斥期間) 第44条 当会社の<u>期末配当金</u>および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払いの義務を免れる。 前項の未払配当金には、利息をつけない。
(新設)	付 則 (本店の所在地変更の効力発生日) 第 1 条 変更定款案第3条の変更は、平成18年7月7日より効力を生ずる。なお、本付則は効力発生日経過後、削除されるものとする。

以 上